# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における求職活動等のセクシュアルハラスメントに対する基本方針

制定　令和８年９月２９日

## １　基本的な考え方

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、我が国の高等教育を支える機関として、公平、公正かつ透明な採用選考を行うとともに、求職者等の人格及び尊厳を尊重し、求職者等が安心して求職活動等を行うことができる環境の確保に努めます。

機構は、役員及び職員等（以下「役職員等」という。）による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、必要な措置を講じます。

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが確認された場合には、機構は、就業規則その他の関係規程に基づき、厳正に対処します。

## ２　本方針の対象

本方針の対象となる「求職者等」とは、機構の採用に応募する者、応募を検討している者、その他これに類する者をいいます。

また、「求職活動等」とは、採用面接、採用説明会、その他求職者等の職業選択に資する活動をいい、対面で行われるもののほか、ＳＮＳその他オンラインを介して行われるものを含みます。

## ３　採用選考に関するルール

役職員等は、採用選考（書類審査、面接等）に当たり次の事項を遵守します。

・採用に関する面接や面談（以下「面接等」という）は、機構内の会議室等（オンライン含む）で実施すること。
・面接等は、可能な限り複数の役職員等で対応すること。
・求職者等との連絡には、公式メール（機構のドメイン（niad.ac.jp）のあるＥメールアドレス）を介して行い、私用のSNSアカウント、電子メールアドレス又は電話番号を用いて、求職者等に連絡しないこと。
・業務上の必要がない時間帯に連絡し、又は必要な範囲を超えて連絡を継続しないこと。
・求職者等と私的に飲食し、飲酒し、又は採用活動等と関係のない場所に同行することを求めないこと。
・面接等における質問は、採用選考に必要な事項に限ること。
・求職者等から得た個人情報を、採用選考の目的以外に利用し、又は正当な理由なく他者に提供しないこと。

４　事実関係の確認及び違反行為への対応

機構は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談又は報告を受けた場合には、関係者のプライバシーに配慮しつつ、事実関係を迅速かつ正確に確認します。

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが確認された場合には、行為者に対し、就業規則その他の関係規程に基づき、懲戒その他の必要な措置を講じます。

５　求職者（応募者）専用の相談・通報窓口

機構に係る求職活動等において、不適切な言動を受けたり不安を感じたりした場合は、選考の合否に関わらず、速やかに下記の窓口にご相談ください。

・ハラスメント相談窓口

saiyo-soudan＊niad.ac.jp（＊を@に替えてください）

６　求職者等の保護

求職者等がセクシュアルハラスメントに関する相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、採用活動等において不利益な取扱いを行うことはありません。